

第1章

計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

(1) 地域福祉とは

行政の福祉サービスは、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉など対象ごとに分かれた制度のもと、分野ごとに充実が図られてきました。しかしながら、地域に暮らす人々のニーズが多様化・複雑化する中、公的サービスだけでは対応することが難しい課題や制度をまたがる複合的な課題などが生じています。

こうした課題を解決するためには、地域の人と人とのつながりが欠かせません。地域で暮らす住民同士の支えあい・助けあいを推進するとともに、地域に存在する多様な主体が連携・協働することにより、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、区民の誰もが自分らしく、安心して暮らし続けることのできる地域をつくっていくこと、それが「地域福祉」です。

(2) 計画策定の背景

○ 地域活動や暮らしの変化

墨田区では平成5年9月に「墨田区地域福祉計画」を策定しました。その後平成13年3月に第2次計画、平成23年3月に第3次計画を策定し、地域福祉を推進してきました。墨田区は昔から下町らしい人情のあふれるまちとして、隣近所の支えあい・助けあいが日常的に行われてきたまちです。また、家族や親族で支える中小企業が多いことなどに見られるように、家族・親族間のつながりも強く、互いに助けあってきたまちです。しかしながら、経済構造の変化、人々の活動範囲の広域化、高層住宅や新しい住民の増加、家族や地域に対する人々の考え方の変化等の中で、そうした助けあい、支えあいの基盤が少しずつ失われた結果、人と人とのつながりも弱まって孤立するなど、家族や地域コミュニティは大きく様変わりしてきています。少子高齢化、単身世帯のさらなる増加、社会的孤立などの影響で、いわゆる「8050」「ダブルケア」「ヤングケアラー」など個人や世帯が抱える課題は、様々な分野が絡み合っただけで複雑化・複合化し、既存のひとつの相談窓口だけでは解決が困難となってきました。また、「ごみ屋敷」「ひきこもり」など制度の狭間となっている課題も生じています。

このような社会経済情勢や人間関係の変化の中、国は「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを推進しています。誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、人と人とのつながりを再構築し、地域住民が支えあい、助け合う地域を創っていくため、区民、地域団体、社会福祉法人等の地域に存在する多様な主体が、それぞれ自らできることと果たすべき役割を明らかにし、お互いに連携・協力して、行動していくことが必要です。

○ 社会のデジタル化

スマートフォンが普及し、SNSによるコミュニケーション、行政手続のオンライン化やキャッシュレス決済の普及など、社会生活の様々な場面においてデジタル化が進み、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、ソーシャルディスタンス（社会的距離の確保）が求められたことにより、これらの動きはあらゆる分野で加速しています。地域福祉の分野においても、社会のデジタル化の動きに対応していく必要性が高まっています。

○ 「地域共生社会の実現」に向けた国の動き

「地域共生社会」とは、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生きがいや役割をもって暮ら

していくことのできる地域や社会のことです。

これは平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示されました。地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法が改正（平成30年4月施行）され、市区町村はこの「地域共生社会の実現」に向けた包括的支援体制づくりに努める旨が規定されました。

さらに、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月1日施行）に基づく「重層的支援体制整備事業」があらたに創設され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的支援体制の構築が推進されています。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大による「新しい生活」について

令和元年度末から発生した新型コロナウイルスの感染拡大が、今までも課題とされていた「つながりの希薄化」をより深刻化、顕在化させ、人々の日常生活に深刻な影響を与えました。

地域福祉活動においては、ほとんどの活動が中止、縮小となり、「つながり」が途絶えがちになることもありました。このような状況になっても何の問題もなく生活できている人や、十分に支援が届いている人もいれば、誰からも声をかけられず、自分からも声を出せず、支援が届かない人もいたといった、「つながりの格差」が生じてしまったことも事実です。

社会的孤立による運動機能・認知機能の低下、ストレスの増加に加えて、自殺者の増加など社会に大きな影響があったことにより、改めて「つながり支援」が地域社会において必要不可欠な活動であるということが再認識されました。

この間、つながりを途絶えさせないために、感染防止に努めながら身近な声かけ、インターフォン越しでの見守り、手紙、メール、電話でのやりとりなど、従来からあった方法を大切にしながら地域福祉活動を続ける活動者もいました。

また、コロナ禍で急増したオンラインによる会議・面談などのICTの活用は、コロナ以後も社会の中の有効なつながりの手段として更にあらゆる分野に広げていくことが必要です。加えて、今まで大切にしてきた地域の顔が見える見守り・声かけ、サロン活動などを工夫していくことも重要です。

世界規模の感染症が現実になりうるものであるということを経験した今だからこそ、この経験を活かし、有事の際もつながりを途絶えさせることなく地域福祉を一層推進させていくことが求められています。

解説

● 「8050」「ダブルケア」「ヤングケアラー」

8050：高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯

ダブルケア：介護と育児に同時に行わなくてはならないこと

ヤングケアラー：本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを行っている子ども

● 「重層的支援体制整備事業」

令和3年4月1日施行の社会福祉法改正により示された、包括的支援体制整備のための施策

→ 「重点取り組み」〇〇ページ 「重層的支援体制整備事業実施計画」〇〇ページ

● 「ICT」

「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー」の略で「情報通信技術」を意味する。

● 地域福祉活動〈者〉

ここでは、地域福祉を進めるために取り組む活動を「地域福祉活動」、「地域福祉活動」を実践する人を「地域福祉活動者」とした。

2 地域福祉計画策定の考え方

(1) 墨田区の計画策定の考え方

墨田区では基本構想で示された協治（ガバナンス）の考え方に基づき、区、地域で活動をしている団体やボランティア、社会福祉法人等と区が連携・協働して地域福祉を推進してきました。

墨田区の「地域福祉計画」は、地域住民等の参加を得て、地域のさまざまな課題を明らかにするとともに、その解決に向けたしくみをつくる計画です。「地域共生社会の実現」に向けた地域福祉推進のしくみづくりのため、区民、地域の関係団体・機関、区が、どのような役割を果たすべきか、どのような取り組みをしていけばいいのか、という方向性を示す目的を持っています。

今回の計画策定では、墨田区が今まで各福祉分野で取り組んできた、個々に課題を抱えている区民への支援と、社会福祉協議会が進めてきた地域づくりとの連携を深め、さらに強化し、「プラットフォームによる地域福祉」という視点を持って、地域福祉を推進していくための包括的な支援体制を整備していくことを目指しています。

また、本計画の上位計画である「墨田区基本計画」において、政策や施策とSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて区政を推進していくとしていることから、本計画においてもこの方針に沿って、SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方のもと、策定しています。

解説

●「協治（ガバナンス）」

区民等及び区が、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、ともに考え、ともに行動することで地域の課題を解決していく社会のあり方

●「協働」

地域の課題解決に向けて、共通の目的を持ち、互いに対等な立場で協力しあうこと

●「プラットフォームによる地域福祉」

「プラットフォームによる地域福祉」は、墨田区が地域福祉の視点から推進している、福祉課題解決の手法です。

→「地域におけるプラットフォームの役割」 ○○ページ

●SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで採択された、2030年を期限とした国際社会全体における17の開発目標で、地球上の誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決しようとするものです。



墨田区地域福祉計画の歩み

墨田区では、総合的な地域福祉施策を推進するため、平成5（1993）年9月に第一次墨田区地域福祉計画を策定しました。その後、以下のとおり改定と策定を行い、墨田区における地域福祉を推進してきました。

■墨田区地域福祉計画の策定と改定（◆が改定）

策定（改定）年度	名称	計画期間
平成 5(1993)年度	第1次墨田区地域福祉計画	(平成 5(1993)年度から平成12(2000)年度)
平成12(2000)年度	第2次墨田区地域福祉計画	(平成13(2001)年度から平成22(2010)年度)
平成17(2005)年度	◆第2次墨田区地域福祉計画(後期)	(平成18(2006)年度から平成22(2010)年度)
平成22(2010)年度	第3次墨田区地域福祉計画	(平成23(2011)年度から令和 2(2020)年度)
平成27(2015)年度	◆第3次墨田区地域福祉計画(後期)	(平成28(2016)年度から令和 2(2020)年度)
令和 3(2021)年度	第4次墨田区地域福祉計画	(令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度)

墨田区において策定・推進してきた、第1次・第2次の地域福祉計画は、区の福祉施策の基本計画的な要素と地域福祉を支えるしくみづくりの二つの側面をもっていました。しかし、区の福祉施策については各個別計画としても定めているため、第3次地域福祉計画においては、各分野に共通する基本的な課題となっている、地域での支えあいの意識醸成や実践の推進、地域福祉推進のしくみづくりに焦点をあてて検討・計画化し、実践の道筋を示していくこととしました。

また、第2次地域福祉計画（後期）では、区民、関係機関、区、社会福祉協議会の連携・協働の重要性を指摘しているものの、それぞれの活動指針を定めているものではありませんでした。

そこで第3次地域福祉計画においては、計画の策定・実行・評価の各プロセスにおいて協治（ガバナンス）を推進し、区のみならず、区民や地域の関係団体・機関にとっても活動の指針となる計画としました。また、各福祉分野の行動計画が初めて体系的にまとまる土台として機能し、地域福祉推進の中核である社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも連動しました。①地域における見守り活動の推進、②福祉教育の推進と担い手の育成・支援、③地域福祉プラットフォームづくり、④地域福祉活動に関する情報の周知、理解・参加の促進の4点を優先的な取り組みとして示し、重点的に推進しました。後期計画は、前期計画で示したことをプラットフォームの形成を手法として実践することを視点として位置付け、地域の課題解決のため、区民や関係者が集まり、役割分担をして行動していくことを推進してきました。

今回策定する第4次地域福祉計画は「地域共生社会」を実現するための計画として、各福祉分野の共通して取り組むべき事項に焦点をあて、プラットフォームの手法を活かし、区、住民、関係団体の役割を明確化したうえで、包括的な支援体制の整備と地域づくりに重点をおいた計画としています。

(2) 計画の性格と位置づけ

本計画は次の性格と位置づけを持つ計画として策定します。

社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市区町村地域福祉計画」

- ・ 地域住民に最も身近な行政主体である区が、地域福祉の主体である地域住民、関係機関等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とし、次に掲げる事項を一体的に定める計画とします。

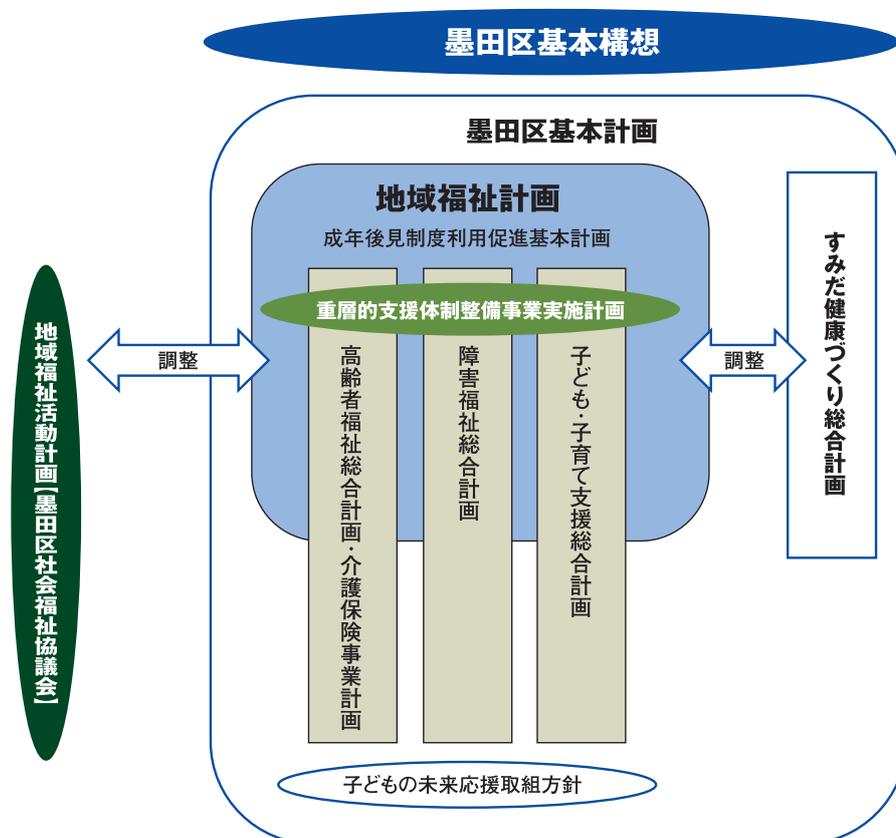
社会福祉法第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

墨田区基本構想、それに基づく基本計画との整合性と各福祉計画等との関係

- ・ 墨田区基本構想、それに基づく基本計画との整合性を保ちつつ、区民、地域の関係団体・機関、区がそれぞれの役割を明確に認識し、互いに協働しながら地域福祉を推進するための基本指針を示す計画とします。



墨田区における福祉分野の部門別計画との関係性

(3) 計画期間

本計画は、令和4年度からの5年間、令和8年度までを計画期間としています。

第3次計画は平成23年度から令和2年度までの計画でしたが、令和2年当初から発生した新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、第4次計画の策定を1年先送りし、新型コロナウイルス感染拡大後の新しい生活様式を踏まえた上での計画づくりをしました。

また、第4次計画から、同時期に策定する、高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画、障害者行動計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画と計画期間を合わせ、終期を令和8年度とする5年計画としました。

今後は墨田区の各福祉分野計画と策定期間を合わせることで、計画改定時の見直しの視点共有など、より一層連携を図っていきます。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	(2025年)	(2026年)
墨田区基本計画	前期計画			改定	後期計画				
地域福祉計画	第3次計画（後期）			策定	第4次地域福祉計画				
高齢者福祉総合計画 ・介護保険事業計画	第7期計画			策定	第8期計画		策定		
障害者行動計画	第4期計画			策定	第5期計画		策定		
障害福祉計画	第5期計画			策定	第6期計画		策定		
障害児福祉計画	第1期計画			策定	第2期計画		策定		
次世代育成支援 行動計画	第4期計画								
子ども・子育て支援 事業計画	第4期計画								
子ども・子育て支援 総合計画		策定	現計画				策定		
すみだ健康づくり 総合計画	前期計画			改定	後期計画			策定	
自殺対策計画		現計画						策定	
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第3次計画（後期）			策定					

(4) 地域福祉推進の各主体

○ 区民

地域の主役は、その地域に暮らす多様性のある区民一人一人です。

それぞれが少しずつ地域に目を向け、地域の課題を自らの課題として主体的にとらえ、事業者や地域福祉活動者と連携、協力して解決を試みるなど、高齢者、障害者、外国人、子どもなどの様々な主体が、地域福祉の推進に努める主体として活動することが期待されます。

○ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域福祉の推進役として、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な支援につなげる地域のボランティアです。地域の身近な相談役、地域住民と区や各支援センターとの橋渡し役や、住民同士の支えあい・助けあい活動の核として、町会・自治会と協力して活動を推進していくことが期待されます。

○ 町会・自治会、青少年関係団体等

町会・自治会や老人クラブ、PTA等の地縁に基づく組織は、地域活動の基盤となる組織です。区民の地域生活を支える活動を推進するとともに、支援が必要な人や地域の課題を発見し、民生委員・児童委員、専門機関、区等と協力して必要なサービス・支援・活動につなげていくことが期待されます。

○ ボランティア・NPO等

ボランティア・NPO等には、地域の課題解決に主体的に取り組む担い手として活動内容を充実させていくことが期待されます。また、活動情報を広く発信することで、地域住民や地域のさまざまな活動者・活動団体、関係機関等とつながり、地域福祉活動を活性化させていくことが期待されます。

○ 社会福祉法人・福祉施設

障害者、高齢者、子ども等と直接かかわり、支援を行う地域の社会福祉法人・福祉施設には、専門性を活かして、利用者の立場に立った質の高いサービス提供を行うことが期待されます。

また、地域とつながりあうことで地域の課題を共有し、各主体と連携して地域福祉活動を推進していくことが期待されます。

○ 企業、商店、事業所、医療機関

企業・商店・事業所・医療機関には、普段の仕事を通じて地域の住民とかかわる中で気づいた地域の課題を専門機関や区等につなげることや、課題の解決に向けてできることに取り組むことなどが期待されます。また、地域の一員として企業の社会的責任（CSR）を果たし、各々の得意分野やノウハウ、人材を活かした活動を推進していくことが期待されます。

○ 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織され、活動することを大きな特徴とする組織です。

そのため、区民の地域福祉に対する関心や意識を高め、住民主体の活動を促進するとともに、地域のニーズや課題を明らかにし、地域住民、地域団体、福祉施設などの参加・協力のもと、その解決にむけた住民同士の助けあい活動や事業を企画・開発し、実施するなどにより、地域福祉を推進していく役割が求められます。

また、本計画を区と共に推進し、地域福祉推進の各主体間のつながりをつくっていくことが期待されます。

○ 区

区は、地域福祉に関するさまざまな施策を総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営する役割を担います。

また、区民の地域福祉活動を支える基盤の整備や、必要な情報の発信に加え、地域福祉の各主体が連携・協働していくためのしくみづくりなどを担っていく必要があります。

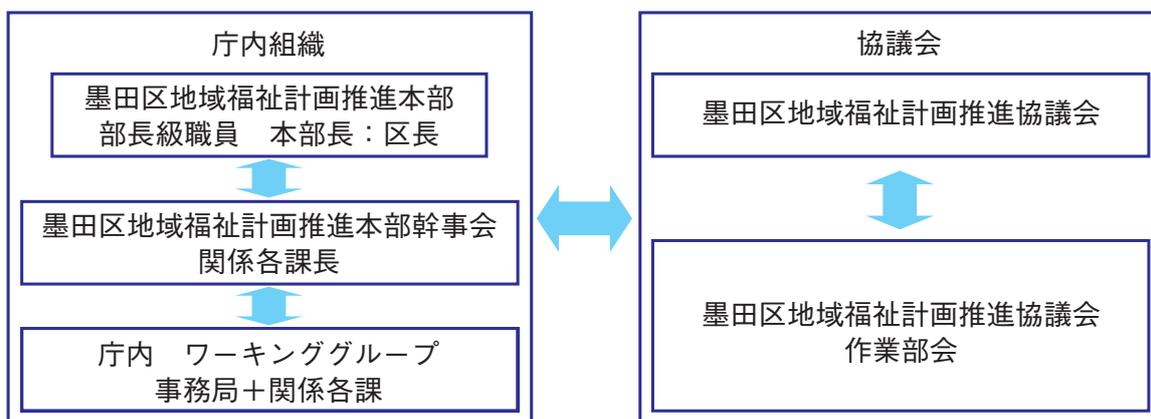
さらに、区の各分野の施策に対して、本計画と整合性を持って展開されるように調整を図っていきます。

(5) 計画の策定体制と区民参加

○ 計画の策定体制

本計画は、地域福祉を推進する団体の代表や区民等から構成される「墨田区地域福祉計画推進協議会」において意見等をいただき、検討してきました。

庁内においては関係部署のワーキンググループで検討を重ねたほか、「墨田区地域福祉計画推進本部」「墨田区地域福祉計画推進本部幹事会」を設置し、関係部署間の連絡調整等を密にし、全庁をあげた取り組みを進めました。



※ 計画の策定経過については、巻末の資料を参照ください。

○ 区民参加による計画づくり

「協治（ガバナンス）」による丁寧な策定を目指し、区民の意見を計画内容に反映することに努めました。

① 各福祉計画当事者アンケート調査等結果の分析

各福祉分野の計画策定に先駆けて行った高齢者、障害者、子ども・子育て分野の当事者アンケート調査や全町会・自治会実態調査、人権に関する意識調査、住民意識調査などの、地域福祉に関する声を参考にして、地域住民の実態を把握しました。第3章で《アンケートから》として一部紹介しています。

- 墨田区子どもの生活実態分析報告書 ―東京都子供の生活実態調査データを用いて―（平成29年8月）
- 全町会・自治会実態調査報告書（平成30年12月）
- 「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成31年3月）
- 令和元年度 墨田区介護予防、日常生活圏域ニーズ調査報告書（令和2年3月）
- 「第5期墨田区障害者行動計画」「第6期墨田区障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定のためのアンケート調査
- 墨田区人権に関する意識調査報告書（令和2年3月）
- 第26回 墨田区住民意識調査（令和2年）

音声
コード

② 第4次墨田区地域福祉計画に係るアンケート調査の実施

地域福祉に関係する様々な主体にアンケート調査を実施し、関係機関・地域福祉活動者から見た地域の実態に関する情報を集めました。第3章で《活動者等アンケートから》として一部紹介しています。

③ すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムでのディスカッション

地域福祉関係者や区民が一堂に会し、実践を学ぶ場として開催されている「地域福祉・ボランティアフォーラム」での分科会やディスカッションで出た意見を参考にしました。第3章で一部紹介しています。

④ パブリックコメントの実施

本計画の原案として、「第4次地域福祉計画 中間のまとめ」を区ウェブサイトで公開するとともに、パブリックコメントを実施しました。

解説

●地域住民

身近な地域に暮らす住民を「地域住民」として、区民と使い分けている。

●地域福祉活動者等へのアンケート調査について

令和2年度に次の対象者に向けて地域福祉に関する調査を実施した。

調査時期：令和2年10月

調査方法：メールによる調査、郵送による調査

回収結果：共通設問 調査件数 330件 回答件数 258件 有効回収率 78%

個別設問 調査件数 280件 回答件数 227件 有効回収率 81%

※地域福祉計画推進協議会委員及び・小地域福祉活動、ふれあいサロン実践者は共通設問のみ

調査対象者及び回収件数

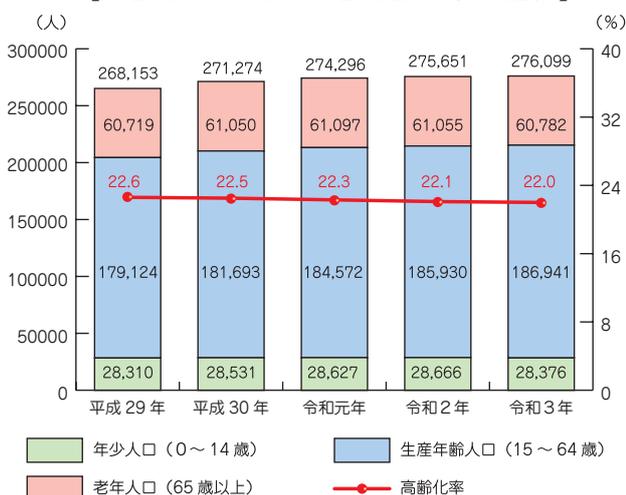
- ・地域福祉計画推進協議会委員 6
- ・民生委員・児童委員 149
- ・ボランティア登録団体 30
- ・社会福祉法人（福祉施設）14
- ・小地域福祉活動、ふれあいサロン実践者 28
- ・高齢者支援総合センター 8
- ・高齢者みまもり相談室 8
- ・墨田区立高齢者・障害者施設 3
- ・すみだ子育て支援総合センター 1
- ・子育てひろば 2
- ・児童館 11
- ・保健センター 2

3 墨田区の地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口と世帯の状況

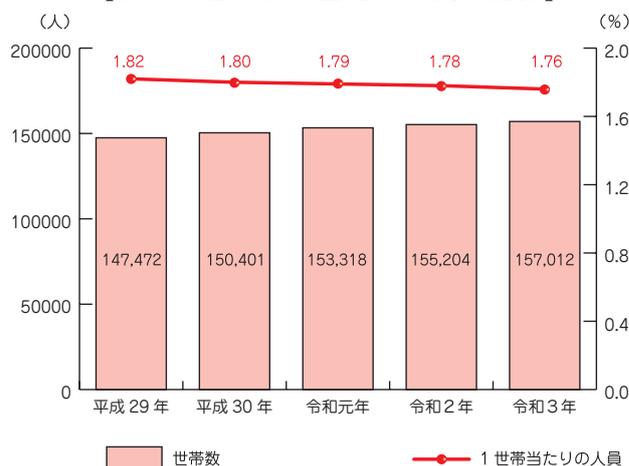
墨田区の人口は、日本が人口減少社会となっているのに対し、増加傾向にあり、令和3年10月には276,099人となっています。年齢3区分別でみると、増加傾向にあった年少人口、老年人口が微減となり、生産年齢人口が微増となっています。

【年齢3区分別人口と高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【世帯数と1世帯当たり人員の推移】



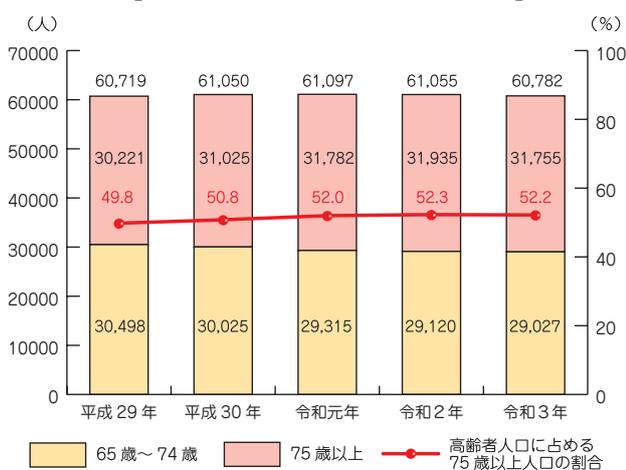
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者の状況

年々増加していた高齢者人口は令和2年から微減に転じ、令和3年には60,782人となっていて、高齢化率は22.0%となっています。

将来推計人口をみると、令和7年には59,723人まで減少することが見込まれますが、令和22年には再び増加し、64,449人になると見込まれます。

【高齢者人口と高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【高齢者人口の将来推計】



資料：墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画

(3) 障害者の状況

令和3年3月31日現在の墨田区における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者7,852人、愛の手帳（知的障害の手帳）所持者1,731人となっており、平成29年度以降身体障害者数は微減、知的障害者数は微増の傾向にあります。

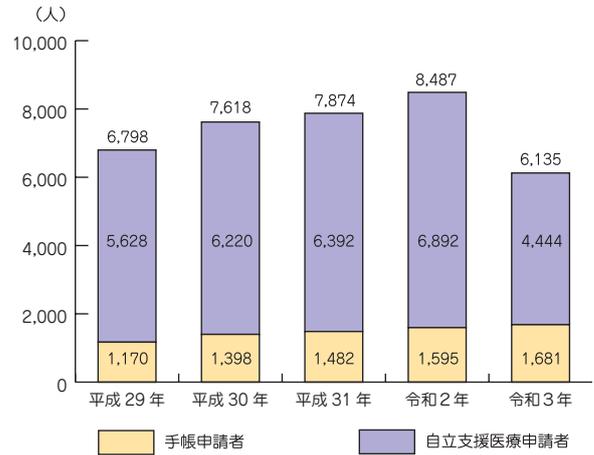
また、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）の申請者は増加傾向にあります。
 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部自動延長となっている。（一年限りの措置）

【身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者数の推移】



資料：障害者福祉課（各年3月31日）
 身体障害者手帳と愛の手帳（知的障害者の手帳）の重複所持者はそれぞれに計上している。
 手帳所持者割合：手帳交付台帳登載者数合計／総人口（各年4月1日の住民基本台帳）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移】



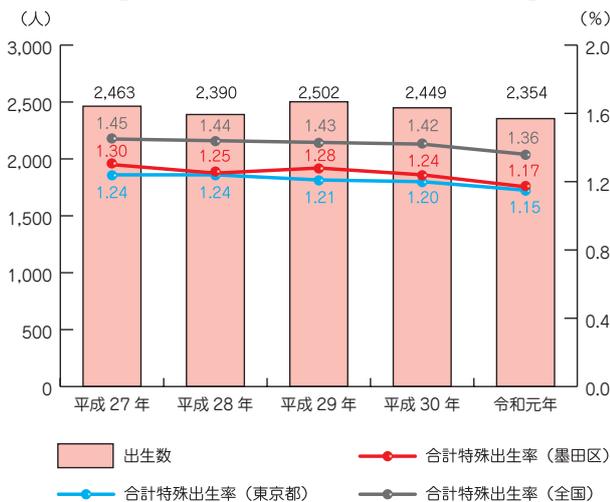
資料：保健センター（各年3月31日）
 自立支援医療は毎年、手帳は2年に1度の申請である。

(4) 子ども・家庭の状況

平成27年以降の出生数はほぼ横ばいで、令和元年は2,354人となっています。
 合計特殊出生率は減少傾向にありますが、東京都を上回っています。

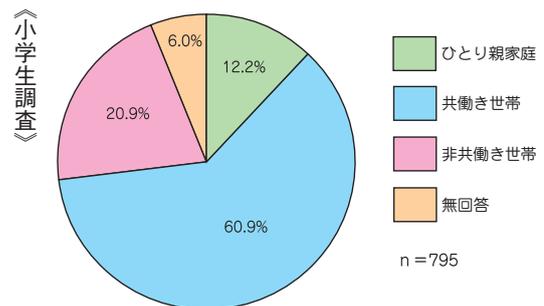
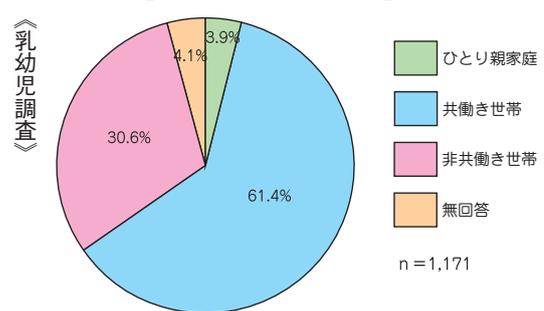
また、各世帯の家族類型は乳幼児のいる家庭、小学生のいる家庭とも「共働き世帯」が半数以上を占めています。

【出生数と合計特殊出生率の推移】



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」
 合計特殊出生率は：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの

【各世帯の家族類型】



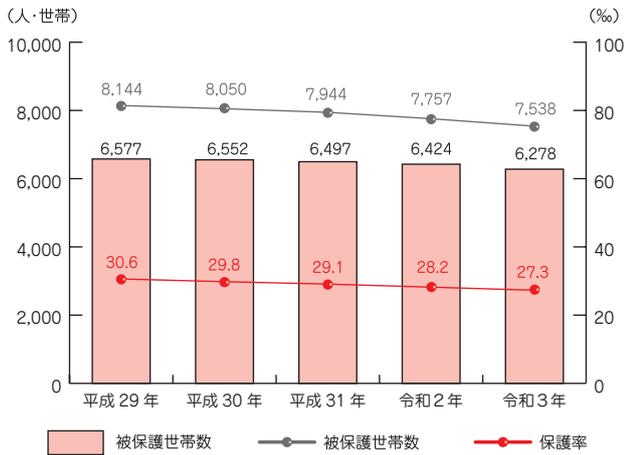
音声
コード

(5) 生活に困難を抱えている人の状況

平成29年から生活保護の被保護世帯数、被保護人数は減少傾向にあります。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、今後生活保護の増加にも注視する必要があります。

また、被保護世帯の世帯類型をみると、半数以上が高齢者世帯であり、その中でも単身世帯が多くを占めています。一方で、傷病・障害世帯（世帯主が傷病・障害のため働けない世帯）は減少傾向にあります。

【被保護世帯数・被保護人数・保護率の推移】



資料：生活福祉課（各年4月分）
 ※保護率（%：パーミル）は人口1,000人に対する被保護人員の割合
 ※停止世帯を含む

【被保護世帯の世帯類型の推移】



資料：生活福祉課（各年4月分）
 ※「その他」の世帯は、求職中の世帯や、働いても最低限の収入しか得られていない世帯など
 ※停止世帯を除く

(6) 住まい環境の状況

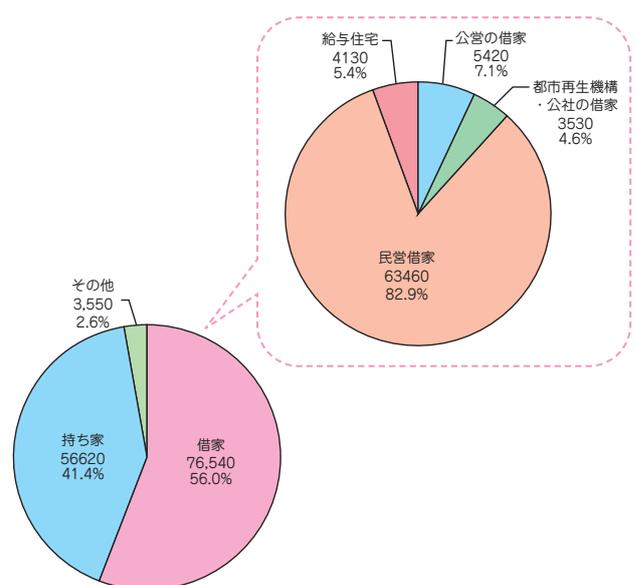
墨田区の人口増加に比例して住宅数も増加傾向にあり、平成25年から平成30年にかけて約15%増加しています。住宅の建て方をみると、共同住宅が大きく増加し、減少傾向にあった戸建て住宅も平成30年には増加に転じています。

【住宅の建て方別住宅数】



資料：総務省統計局「平成30年 住宅・土地統計調査」

【住宅の所有状況と借家の内訳】



資料：総務省統計局「平成30年 住宅・土地統計調査」

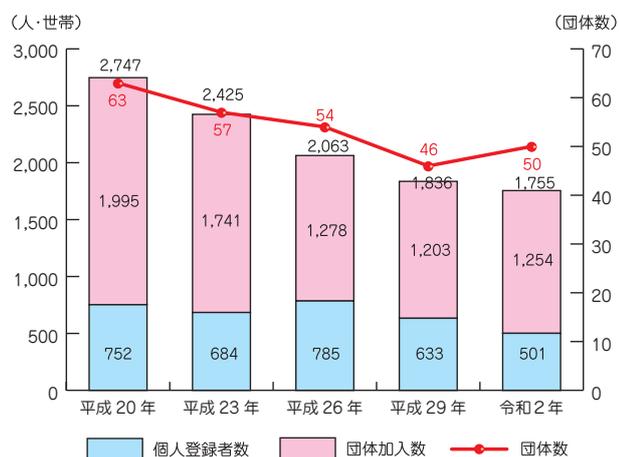
音声コード

(7) ボランティアの活動状況

すみだボランティアセンターに登録されている団体及び個人ボランティア数は、年々減少傾向にあります。

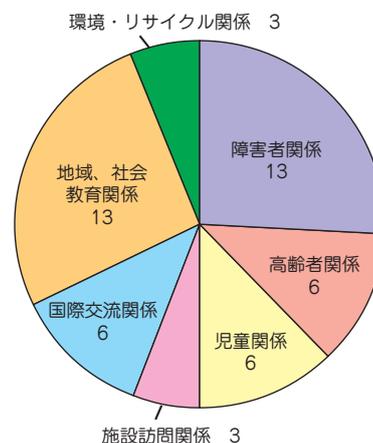
その中で、登録団体の活動分野をみると、障害者関係、地域・社会教育関係が多くなっています。そのほかにも福祉施設などで多くの方がボランティア活動を行っています。

【ボランティア登録数の推移】



資料：すみだボランティアセンター

【ボランティア登録団体の活動分野】

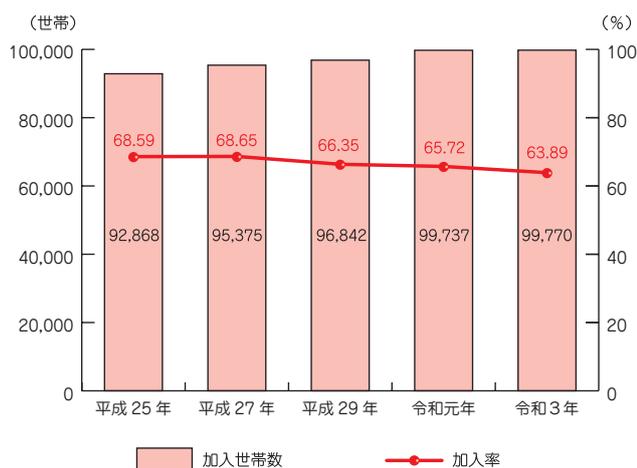


資料：すみだボランティアセンター

(8) 町会・自治会加入世帯数と加入率の推移

町会加入世帯数は増加傾向にありますが、加入率は長期的に下落傾向にあります。

【町会・自治会加入世帯数と加入率の推移】



資料：地域活動推進課

新型コロナウイルス感染拡大の影響と工夫 ～福祉関係機関へのアンケートから～

民生委員・児童委員、ボランティア登録団体、社会福祉法人、小地域福祉活動・ふれあいサロン実践者、高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室、子育て支援総合センター、児童館、区福祉施設等福祉関係機関に対し、新型コロナウイルス感染拡大による地域福祉への影響と活動の工夫について次のとおり調査しました。

- 設問 ○新型コロナウイルス感染拡大による、いわゆる「巣ごもり状態」の影響は、どのようなところに出ていますか
○新型コロナウイルス感染拡大の影響は数年間続くとも言われています。各分野でガイドライン等が示されていますが、「ウィズコロナの新しい日常」として様々な「制限」をされた中、つながりを途絶えさせないための取り組みとして工夫していることがあれば教えてください。

その回答の中から、いくつかご紹介します。

地域福祉に関する影響

孤立・孤独

- 関係が疎遠になり、世代を問わず孤立化している人が増えている。
- 近所の一人暮らしの高齢の方は、ごみ出しで見かけるだけで、外に出てこない。毎日テレビばかり見ている、会話をしていないようで心配。
- 訪問すると、「待っていました」とばかりおしゃべりをする方がいる。話し相手がいないのだろうと思う。
- 孤独死してしまった人がいた。
- 乳幼児親子の孤立化により、子どもの発達具合がわからず不安になっている。友達もなかなかできない。
- 外国人が帰国もできず、語学力の問題で孤立化。生活面での不安が出ている。

健康不安・体力低下

- 外出を控えているので、体力・筋力の衰えが出ている。
- 歩く機会も減り、足腰が弱って、室内で転び骨折した人がいる。
- 外に出ることや訪問を嫌がるので、フレイルが増えている。
- 認知機能の低下を感じる。
- こどもたちの運動力低下 運動不足による体重増加
- 子どもの生活リズムの乱れ モチベーションの低下
- 雇止めやテレワークにより、日常生活のリズムが崩れている。
- 病院、歯科医等への受診を控え、持病が悪化している。

トラブル・虐待等

- テレワークで、巣ごもりしている家族とのトラブル発生
- 自宅にいる時間が増えたことによる、家族間の虐待発生
- 保護者がリフレッシュできずフラストレーションがたまり余裕がなくなっている。

その他

- 聴力に障害がある場合、マスクで口の動きが見えず生活必需品を買うにも話の内容がつかめない。
- 困っている人の状況がつかみにくくなっている。
- ボランティア等の活動が制限され、地域の担い手の育成ができなくなっている。
- 自宅での飲食が増え、家庭内のごみが圧倒的に増えた。

新型コロナウイルス感染拡大の影響と工夫 ～福祉関係機関へのアンケートから～

地域福祉活動の工夫

孤独・孤立

- 一人暮らしの方とは、インターフォン越しに話をしている。
- 電話やSNSなどあらゆる手段で連絡を取り合っている。（多数）
- 皆でアイデアを出し合い、「一人ではない。みんなとつながっている」ということを意識づける取り組みをしている。
- 広報誌・会報などをポスティングし、社会とのつながりを保つ。
- カラオケや飲食が伴う活動は、内容を変更し、音楽鑑賞にするなど工夫している。
- 定員制、予約制にして、日常を取り戻せるよう既存の事業はなるべく実施している。
- 十分な感染対策をして、安全な場所であるということを認識してもらい、コロナ禍でも楽しめるイベントを開催していく。

健康不安・体力低下

- 紙媒体を利用して、かかりつけ医や歯科医への、定期的な受診の重要性をアピールしている。
- 室内で体操教室をやっていたが、戸外の遊歩道で開催したり、ガレージを借りたりして続けている。
- マスク着用、間隔をあけてラジオ体操を行っている。

その他気づいたこと、今後の取り組み

- 現在「メール相談」「電話相談」をやっているが、「オンライン相談」についても検討が必要だと考えている。
- マスク、検温、手洗い、消毒、うがいが習慣化できた。
- 感染対策の基本を生活習慣として身につける自己管理をする。
- 今後は、実際に集まらなくてもICTを活用した参加が高齢者にも可能かどうか検討していく。